

令和2年度静岡県障害福祉サービス事業者等指導方針

この指導方針は、静岡県が、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定発達支援医療機関（以下「事業者等」といいます。）に対して重点的に指導する事項を定めることにより、障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援又は障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」といいます。）の質の確保及び介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、障害児通所給付費、障害児入所給付費その他障害福祉サービス等に係る給付の適正化を図ることを目的とします。

I 基本的な考え方

事業者等の指導に当たっては、よりよい障害福祉サービス等の実現に向けて事業者等の育成及び支援を行うことを主眼とします。

具体的には、事業者等が遵守すべき基準がいかなる法令等により定められているのか、法律、条例、規則、報酬算定告示、解釈通知、Q&A等の構成について十分に理解されるよう指導するとともに、基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導します。

II 指導の重点事項

1 衛生管理等

（感染症の発生及びまん延を防止するための取り組みの確認等）

新型コロナウイルス感染症が全世界で流行し、福祉施設内における集団感染事例も多数発生していることから、季節性インフルエンザ・感染性胃腸炎等を含めた感染症等の発生及びまん延を防止するための適切な取り組みが行われるよう、施設・事業所が行っている感染症対策マニュアル等の整備・従業者に対する研修の実施・感染症対策に必要なマスクや消毒用エタノール等の資機材の整備等の状況等を確認し、助言・指導を行います。

2 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

（雇用契約、資格証、勤務予定表、出勤簿・タイムカード等の確認）

事業所に配置される従業者の員数が、国が定めた基準省令（＝県条例・規則）に示された最低基準及び報酬告示で定める加算の算定要件を下回っている状況や資格要件を満たさない者がサービスを提供している状況が見受けられるので、サービスの質の確保の観点から、基準を満たす従業者を確保するよう指導します。

【留意事項】

- 次のような事業者は人員基準違反が疑われることから、運営の改善及び過去に請求した給付費の返還指導等の指導対象となります。
 - ・ 従業者の勤務状況を明確に示す資料・記録を作成・保管していない場合。
 - ・ 事業所内で生活支援員と職業指導員の職務を兼務したり、多機能型の事業所で複数のサービスを兼務している従業者について、それぞれの職務やサービスに従事した時間が勤務予定表や出勤簿等の書類上で明確になっていない場合。
 - ・ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者が在籍しているが、送迎や直接支援業務に長時間従事しているケース等、形式的には人員基準を満たしている場合でも、兼務する職務が過剰であることなどにより、本来求められ

る職務上の役割が果たされていない場合。

- ・ 経過措置又はみなしによる従業者等の配置が認められる猶予期間の終了後においても、本来の基準を満たす従業者等が配置されていない場合。

3 適正な報酬請求の徹底

(確認を受けた利用実績と請求実績の照合、加算算定に必要な体制確保・提供実績の確認等)

報酬の算定要件を満たしていることが記録上で確認できない案件が例年の実地指導で散見されます。その場合、実際には算定要件を充たしていたとしても、架空請求と同様に不適切な報酬請求として指導の対象となります。

数次にわたる改定により報酬体系が複雑化しているため、加算等についての基本的な考え方や、基準に定められた算定要件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているかを確認することにより、適正な請求事務処理と支援の質の向上を図ります。

【留意事項】

- 加算等の請求に当たり、報酬告示に定められた要件を満たしていることが必要です。事業者等は、毎月の報酬請求において不備がないことを確認してください。
- 報酬告示に定められた要件を満たしていることについて、事業者等に説明責任があります。従業員の出勤簿、サービス提供の記録などの要件を満たしていることを明らかにするものを作成しておいてください。
- 人員欠如や定員超過にならないよう管理することが原則ですが、万一、人員欠如や定員超過となった場合は原則として減算の対象となります。

4 利用者の心身の状況等に応じたサービスの提供

(面接・アセスメント・計画案作成、検討会議開催・利用者への説明等の一連の個別支援計画の手順がサビ管・児発管により行われていることの確認等)

個別支援計画を作成するに当たっては、利用者の有する能力や、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適切かつ効果的な支援を提供するためのプロセスの実施について徹底を図ります。

《個別支援計画作成のプロセス》

- ① 利用者の有する能力や、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握し、利用者の希望する生活や課題等を分析する（アセスメント）。
- ② ①に応じた支援内容の検討を行う。
- ③ ①及び②に基づき、次の事項を記載した個別支援計画の原案を作成する。

原案の作成に当たり、サービス提供責任者・サービス管理責任者が中心となって、支援する従業者が参加する会議・打合せ等において、各事項について、検討・調整し、認識を共有した上で効果的な原案を作成する。

＜個別支援計画に記載する事項＞

- ・ 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・ 総合的な支援の方針
- ・ 生活全般の質を向上させるための課題
- ・ 支援の目標とその達成時期
- ・ サービスを提供する上での留意事項 など

- ④ 個別支援計画の原案の内容については、利用者又はその家族に対して、サービス提供責任者・サービス管理責任者が説明し、文書により同意を得た上で、個別支援計画を記載した書面を交付する*。

*居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、法令上、文書による同意は義務付けられていないが、文書による同意を得ることが望ましい。

- ⑤ 個別支援計画作成後は、計画の実施状況や利用者の状況の変化等を継続的に把握（モニタリング）し、定期的にこの結果を記録するとともに、計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

【留意事項】

- 個別支援計画の見直しは、少なくとも次の期間に1回以上行ってください。

3ヶ月に1回以上*	自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助
6ヶ月に1回以上*	療養介護、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設
必要に応じた見直しを実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援

* 自立訓練、就労移行支援、生活介護、就労継続支援A型または就労継続支援B型を提供する障害者支援施設利用者も同様です。

- 初回の計画作成時だけでなく、計画の変更に当たっても上記①～④のプロセスにより、個別支援計画を作成してください。
- 計画の目標期間について、利用者の状態や目標内容にかかわらず一律に同一期間としている場合、長期目標と短期目標の期間が同一期間となっている場合などが見受けられますが、利用者の状態に応じた適切な目標、期間を設定してください。

5 利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

(1) 虐待防止の徹底

(虐待防止・やむをえない場合に行う身体拘束等の手順をまとめた資料の確認等)

サービスの提供にあたっては、利用者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取組みが図られるよう、次の事項について指導します。

- 運営規程に沿った虐待防止体制（虐待防止責任者の選任、研修の実施等）
- 虐待の疑いがある場合に、事業所において適切な対応ができる体制となっているか。
- 虐待が起きてしまった場合に、事業所内部での迅速な確認及び勤務体制の的確な見直しや業務の指導が出来る体制となっているか。

(2) 身体拘束等の禁止の徹底

(身体拘束等を実施した際の記録の作成状況の確認等)

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいます。）は虐待につながる恐れがあり、手続きの面で慎重な取扱いが必要となります。

しかし、適切な手続きを行うことなく身体拘束等を行っている事業所が見受けられることから、身体拘束等に関する次の事項について、徹底を図ります。

- やむを得ず身体拘束等を行う場合の3原則（切迫性、非代替性、一時性）の要件への適合状況
- 身体拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録（※未実施の場合は平成30年度から減算対象）
- 組織としての慎重な検討・決定の実施（管理者、サービス管理責任者等、支援方針について権限をもつ職員を含む個別支援会議等での検討・決定）
- 利用者・家族への説明
- 身体拘束等の解除に向けた取組方針や目標とする解除時期の設定
- 身体拘束等に係る従業者に対する研修の実施

(3) 秘密保持

（従業者・退職者の秘密保持のための取り組み、利用者本人・家族に関する個人情報提供の同意書の徴取の確認）

従業者及び管理者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

事業者等は、従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければなりません。

しかしながら、秘密保持に必要な措置を講じていない事業所等が見受けられることから、これらの実施について徹底を図ります。

【留意事項】

- 従業者及び管理者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者等への研修を実施するなどにより、その意識を高めるような措置を講じてください。
- 従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、例えば、次のような措置を講じてください。
例) 従業者及び管理者の雇用時に、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を徴するとともに、違反した場合の違約金についての定めを置く。

(4) 事故防止対策

（事故発生時の対応手順をまとめた資料の作成状況、事故発生時の記録の作成状況、事故発生後の関係機関連絡・再発防止策検討の状況、賠償保険の加入状況等の確認）

事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導します。

市町村や県に報告すべき事故を理解していない、あるいは報告すべき事故を報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図ります。

【留意事項】

- 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておいてください。
- 次の事故については県に報告する必要があります。また、支給決定を行った市町村に対しては、市町村ごとに報告すべき事故の定めがあるので必ず市町村に確認してください。
 - ・ 死亡事故

- ・ 事故発生後、利用者が医師の診察を受け通院又は入院を要することとなった事故（入院1週間未満又は全治1か月未満の事故を除く。）
- ・ 事故の発生に従業者が関わった事故

(5) 苦情解決

（苦情対応時の対応手順をまとめた資料の作成状況、対応記録の作成状況等の確認）

苦情は、サービスの質の向上を図る上で重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえて、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行うよう指導します。

(6) 非常災害対策の徹底

（地震・津波・水害・火災等の発生に備えた非常災害計画の作成、訓練の実施状況の確認等）

過去の災害の教訓を活かし、静岡県第4次地震被害想定で対象としている相模トラフ・駿河トラフ・南海トラフ巨大地震への備え等として、施設・事業所における適切な災害への対応を図るよう次の事項について徹底を図ります。

- 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する具体的計画（マニュアル）の作成
- 市町の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者・管理者としての避難確保計画の作成・避難訓練の実施
- 非常災害に対する具体的計画の定期的な従業者への周知
- 定期的な避難・救出訓練の実施

また、非常災害対策について、県は独自の基準を設けており、食料、飲料水等の備蓄や地域との連携等を努力目標としていることから、その対応を促します。

【留意事項】

- 県が作成した「障害者福祉施設における災害対応マニュアル」等に基づき、災害発生時に被害の有無を市町村へ報告する体制を整備し、日頃から地域と連携体制を確保するなどの対策を講じるとともに、これを従業者に周知してください。
- 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター）においては、避難及び消火に対する訓練を月1回以上実施してください。
- 障害者支援施設及び児童福祉施設においては、非常災害対策計画の内容の検証、見直しを行ってください。

6 その他

(1) 情報公表の促進

利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択のため、平成30年度より、指定障害福祉サービス事業者等は運営方針・営業時間・従業者数・財務状況等の公表を義務付けられたことから、その適切な履行について指導します。

情報公表の種類	対象サービス	備考
障害福祉サービス等情報公表制度	全サービス（含共生型、除基準該当）	静岡県「障害福祉サービス等情報公表制度」実施要綱に基づき実施
自己評価結果等	児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援	平成 31 年度から未公表事業所は減算対象

(2) 業務管理体制届出の提出促進

事業者等は、利用者の人格を尊重するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法又はこれらの法律に基づく命令を遵守し、利用者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。

県を監督庁とする事業者等に対して、実地指導とともに業務管理体制の一般検査を実施し、法令遵守責任者の具体的な業務内容や事業所等・従業者への法令遵守意識を高める取組みを確認するとともに、未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。

(3) メールアドレスの登録

障害福祉サービス事業者等へのお知らせや各種依頼等については県のホームページに掲載していますが、制度改正や報酬改定に対する Q & A 等重要な情報を早期に確実に伝えるため、メールアドレスの登録の促進を図ります。

(4) 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

事業者等がサービス提供の開始に際して行う利用申込者又はその家族への重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期機関の名称、評価結果の開示状況）を説明するよう指導します。

過去の報酬請求等の誤りの例

サービス種別	報酬請求等誤りの内容
各サービス共通	個別支援計画の未作成又は一連のプロセスに基づいた計画作成が行われないことによる計画未作成減算を実施していなかった。
	定員超過減算を適用していなかった。
	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者や生活支援員等の人員欠如に伴う減算を実施していなかった。
	加算の算定要件を満たしていることが、記録上確認できなかった。
	処遇改善加算の算定にあたり、従業者に改善内容が周知されていなかった。
	年度当初に前年度実績に基づく加算等の体制届の提出を行わず、誤った区分で請求を続けていた。
居宅介護	初任者研修課程修了者等がサービス提供責任者として居宅介護計画を作成していた場合に、所定単位数の90%の算定をしていなかった。
日中活動系共通	送迎加算の算定誤り <ul style="list-style-type: none"> ・送迎加算Ⅰの届出をしているが、「1回の送迎について定員の1/2以上が利用」という算定条件を満たしていない。 ・居宅以外の場所に送迎している場合について、事前に利用者と合意のうえで場所を特定した事実が確認できない。
	福祉専門職員配置等加算の算定誤り <ul style="list-style-type: none"> ・常勤の有資格者の異動等により、算定要件を満たさなくなった、あるいは加算の型の変更があったのに引続き算定していた。
	欠席時対応加算の算定誤り <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助の記録がない。 ・欠席の連絡が欠席日の3営業日以前であったのに算定していた。 ・定期的な通院により利用の予定がなかった利用者について算定していた。
	延長支援加算の算定誤り <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画への位置付けを行っていないのに算定していた。 ・土曜・祝日の営業時間が8時間未満であり、利用者に対して8時間以上の営業時間の前後に指定生活介護のサービスの提供を行っていない日も算定していた。
短期入所	福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)と(Ⅱ)、(Ⅲ)と(Ⅳ)の算定誤り(短期入所は、日中におけるサービス提供の有無等により算定する所定単位数が異なる。)
	同一敷地内の日中サービスと短期入所の両方で食事提供加算を算定していた。
自立訓練 (生活訓練)	訪問時の支援は、サービス管理責任者を中心に検討した上で計画に基づき実施しているが、支援計画への記載が漏れていた。また、(記載していないが)支援計画に基づいて、訪問による「訓練」を実施しているが、内容が支援記録上明確でなかった。
就労系共通	施設外就労加算の算定誤り <ul style="list-style-type: none"> ・就労先との契約が労働者派遣契約であり、請負契約ではないのに加算を算定していた。 ・施設外就労の実施を個別支援計画へ位置付けしていなかった。 ・達成度評価(月の利用日数のうち最低2日)の未実施

サービス種別	報酬請求等誤りの内容
就労系共通	訪問支援特別加算は、利用者の安定的な日常生活を確保するため、連続して5日以上、利用のない者についてその居宅を訪問して支援を行うことにあるが、連続して5日以上の利用が空いていない者について訪問を行った場合に算定していた。また、該当利用者の個別支援計画において、訪問支援を行うことやその標準的な時間が位置付けられていなかった。
共同生活援助	夜間支援体制加算の算定誤り ・外泊等で利用者が夜間支援を受けていない日に加算請求 等
	帰宅時支援の内容や当該利用者の居宅等における生活状況等の記録が残されていないのに帰宅時支援加算を算定していた。
	入院中の支援内容について個別支援計画への位置づけがなく、また入院期間中の支援の記録が不十分な状況で、長期入院時支援加算を算定していた。
	日中支援加算（I）について、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合は算定できないが、算定していた。
	医療連携体制加算（V）の算定にあたり、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得る必要があるが、指針が定められていなかった。

サービス種別	報酬請求等誤りの内容
障害児通所支援 共通	児童発達管理責任者や指導員等の人員欠如に伴う減算未実施
	指導員加配加算を算定しているが、基準上必要な人員配置に加えて1以上の加配がされていなかった。
	関係機関連携加算の算定要件に該当しない会議に参加した場合でも算定していた。
	特別支援加算を算定しているが、特別支援計画が作成されていなかった。
	欠席時対応加算の算定誤り ・利用者等と連絡がとれていない。 ・相談援助の記録がない。 ・欠席の連絡が欠席日の3営業日以前であったのに加算を算定していた。
	送迎加算の算定誤り 利用者の居宅以外の場所から送迎する場合に、事前に利用者とはあらかじめ文書等により合意のうえで特定の場所を定めていない。
	延長支援加算の算定誤り ・ サービス提供時間前後の営業時間内の支援についても算定していた。 ・ 個別支援計画への位置づけがない。 ・ 4～5分の延長支援で算定していた。
障害児入所施設 共通	栄養士配置加算（I）、及び栄養マネジメント加算では常勤栄養士の配置が必要となるにもかかわらず、他施設との兼務職員のみでの配置で、事実上非常勤栄養士の配置となっていた。
福祉型障害児入 所施設	入院・外泊時加算の算定誤り（入院・外泊の初日や最終日に加算請求）
地域移行支援	体験宿泊加算の算定にあたり、委託先である共同生活援助サービス事業所との間で、請求にかかる調整を行っていない。

＜前年度指導方針からの主な変更点＞

- ・指導の重点事項に、「1 衛生管理等」の項目を追加（新型コロナウイルス対策等が特に重要な状況になったため）

（感染症の発生及びまん延を防止するための取り組みの確認等）

新型コロナウイルス感染症が全世界で流行し、福祉施設内における集団感染事例も多数発生していることから、季節性インフルエンザ・感染性胃腸炎等を含めた感染症等の発生及びまん延を防止するための適切な取り組みが行われるよう、施設・事業所が行っている感染症対策マニュアル等の整備・従業員に対する研修の実施・感染症対策に必要なマスクや消毒用エタノール等の資機材の整備等の状況等を確認し、助言・指導を行います。

- ・「3 適正な報酬請求の徹底」の「留意事項」から、平成30年度改正（減算関係）について特に注意を求める記載を削除（既に改正から2年以上が経過しているため）

~~○ 平成30年度報酬改定において新設あるいは取り扱いの見直しがあった減算要件については、減算事由をあらためて確認してください（訪問系サービスの従業者要件のうち暫定的な取り扱いを適用している場合の減算など）。~~

- ・「5 (6)非常災害対策の徹底」の項目に、法髓浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の管理者としての義務の履行に関する内容を追加

○ 市町の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者・管理者としての避難確保計画の作成・避難訓練の実施等の義務の履行